

議第90号

## 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月2日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

手数料に係る運用及び条文の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

下呂市消防関係手数料条例（平成16年下呂市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収時期)</p> <p>第3条 前条に規定する手数料にあつては、<u>当該申請に係る書類の交付までに申請者から徴収する。</u>ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(納付の時期)</p> <p>第3条 前条に規定する手数料にあつては、<u>申請の時に納付しなければならない。</u>ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(郵便による送付)</p> <p>第4条 郵便により<u>許可証その他の書類</u>の送付を求められたときは、手数料のほかに郵送料を<u>徴収する。</u></p>	<p>(郵送による送付)</p> <p>第4条 郵便により<u>証明書</u>の送付を求められたときは、手数料のほかに郵送料を<u>納めなければならない。</u></p>
<p>(手数料の還付)</p> <p>第5条 <u>既に徴収した手数料は還付しない。</u></p>	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

手数料に係る運用及び条文の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 見出し及び条文中の「納付」並びに「納め」を「徴収」に改め語句を統一します。

(第3条、第4条、第5条関係)

(2) 手数料の徴収時期を「申請の時」から「申請に係る書類の交付まで」に改めます。

(第3条関係)

(3) 見出しの「郵送」を「郵便」に、条文中の「証明書」を「許可証その他の書類」に改めます。

(第4条関係)

(4) 手数料の還付に関する規定を追加します。

(第5条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

